

令和 5 年 3 月 28 日
大 阪 市

大阪市暴力団排除条例第 8 条第 2 項に基づく事業者からの「誓約書」の提出について

大阪市では、平成 23 年 9 月 1 日に大阪市暴力団排除条例を施行したことに伴い、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱を定め、本市の公共工事等及び売払い等の契約から暴力団を排除するため、本市と契約を締結する元請負人及び下請負人等については、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の「誓約書」を提出いただいています。

今般、本市における暴力団排除対策について、一層、強力に推進するため、令和 5 年 3 月 16 日に大阪市暴力団排除措置要綱を改正し、誓約書の徴収基準を改めましたので、本制度の趣旨を理解され、本市と契約を締結する全ての元請負人及び下請負人等の方は、下記のとおり「誓約書」を必ず提出してください。

記

- 1 対 象 ①大阪市と契約を締結する公共工事等及び売払い等の契約における、全ての元請負人及び下請負人（本市と元請負人の契約金額及び下請契約の契約金額にかかわらず全てが対象）

ただし、次に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 契約相手方が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合（下請負人も同様）
- (2) 契約の内容から、暴力団を利することとならないと認められる場合（下請負人も同様）

- ②工事請負契約においては、施工体制台帳に記載されない資材・原材料等の納入業者や警備業者、運送業者等の大阪市暴力団排除条例第 7 条第 2 号の規定に該当する者は除く。ただし、本市が提出を求める場合は提出が必要。

- 2 様 式 別 紙 （元請負人（契約相手方）用、下請負人等用、売払い等用）

3 提 出

- ・公共工事等の契約については、原則、競争入札の公告に示す時期に誓約書を本市に提出。その他、本市から誓約書の提出時期について、指定・指示がある場合は、その指定・指示に従ってください。（契約を締結する前に、本市に誓約書を提出いただく必要がありますが、記名・押印された契約書を本市に提出する時と同時の提出でも可とします。）

- ・工事請負契約において下請負を行うときは、当該下請負人となる者から、下請契約を締結する前に誓約書を徴収し、元請負人を通じて、下請契約書などの関係書類とあわせて本市に提出してください。(誓約書を提出しない者とは、下請契約を締結しないようにしてください。)
- ・業務委託契約における再委託、再々委託等は、元請負人において、それらの予定する者から誓約書を徴収し、再委託承諾申請書等の関係書類とあわせて提出してください。
- ・売払い等の契約については、FAQをご覧ください。

4 誓約書の内容に違反した場合に対する措置

- ・元請負人が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合は、当該契約を解除して違約金を徴収します。
- ・公共工事等の契約については、市の入札参加資格を有する元請負人及び下請負人等は、一定期間、入札等除外措置を行い公表します。また、市の入札参加資格を有しない場合は、一定期間、誓約書違反者として公表します。
- ・下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合は、元請負人に対し、当該下請契約の解除を求めるものとし、当該契約が解除されない場合は、元請負人との契約を解除して、違約金を徴収します。

5 誓約書を提出しない場合に対する措置

- ・誓約書を提出しない相手方とは、契約を締結しません。
- ・本市の入札参加資格を有する公共工事等の元請負人及び下請負人等に対しては、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく措置を行います。
- ・誓約書の提出が必要となる下請負人が、誓約書を提出しない場合は、本市の公共工事等の下請負人とすることは出来ません。
元請負人及び下請負人は、下請負人となろうとする者が誓約書を提出しない場合は、本市へ報告の上、下請契約を締結しないようにしてください。

6 施行日

令和5年6月1日以後に発注する案件について適用
(同日前に発注する案件については、なお従前の例による。)

7 その他

誓約書の提出等に関する詳細については、FAQをご覧ください。

FAQ

<公共工事等及び売払い等の定義について> **P 1**

Q 1 公共工事等及び売払い等とは何ですか。

<誓約書を提出する目的> **P 1**

Q 2 誓約書の提出を求める目的は何ですか。

<元請負人（契約相手方）の誓約書の提出基準> **P 1～P 2**

Q 3 元請負人が提出する誓約書の提出基準は、具体的にどのようなものですか。

Q 4 上記、Q 3の「基準日」より前の場合の提出基準は、具体的にどのようなものですか。

Q 5 元請負人がJV（共同企業体）の場合には、誓約書は代表構成員のみでよいですか。

<下請負人の定義> **P 2**

Q 6 「下請負人」の定義とは何ですか。

<下請負人の誓約書の提出基準> **P 3**

Q 7 下請負人が提出する誓約書の提出基準は、具体的にどのようなものですか。

Q 8 上記、Q 3の「基準日」より前の場合の提出基準は、具体的にどのようなものですか。

<誓約書の提出が必要な下請負人の範囲①> **P 3～P 4**

Q 9 誓約書の提出が必要な下請負人はどこまでの範囲ですか。

Q 10 誓約書の提出が必要な範囲として、資材業者等も誓約書を提出する必要がありますか。

<誓約書の提出時期> **P 4**

Q 11 元請負人の誓約書は、いつ提出すればいいのでしょうか。

Q 12 下請負人の誓約書は、いつ提出すればいいのでしょうか。

<誓約書の押印> **P 5**

Q 13 誓約書に押す印鑑は会社印でよいのでしょうか。

<売払い等の契約における誓約書の提出時期> **P 5**

Q 14 誓約書を提出する時期はいつですか。

<単価契約の誓約書の提出> **P 5**

Q 15 単価契約の場合も、誓約書を提出する必要があるのですか。

<下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者であったときの元請負人に対する措置> **P 5**

Q 16 下請負人等が誓約書の内容に違反した場合は、元請負人にどのような措置があるのか。

<下請負人等が誓約書を提出しない場合の措置> **P 6**

Q 17 下請負人等が誓約書を提出しない場合、どのように対応すればいいのでしょうか。

また、その際、どのような措置がなされるのでしょうか。

<代表者等が変更となった場合の取扱い> **P 6**

Q 18 大阪市に誓約書を提出したのちに、代表者等が変更となった場合は、再度の誓約書の提出は必要となるのでしょうか。

<公共工事等及び売払い等の定義について>

Q 1 公共工事等及び売払い等とは何ですか。

- 公共工事等とは、大阪市暴力団排除条例（大阪市条例第 10 号）第 2 条第 5 号に規定される「建設工事（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事をいう。）の請負、役務の提供又は物品の供給その他の調達のうち本市が発注するもの」をいい、売払い等とは、同条例第 2 条第 6 号に規定される「売買契約その他の契約に基づいて行われる本市の不動産又は物品の売払い又は貸付」をいいます。

<誓約書を提出する目的>

Q 2 誓約書の提出を求める目的は何ですか。

- 誓約書は、大阪市暴力団排除条例（大阪市条例第 10 号）第 8 条第 2 項に基づき、公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除に関する措置を講ずるため、契約相手方及び下請負人等に対し、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出を求めることとなっています。
- 誓約書には、本市が必要と判断した場合に役員の氏名やその他必要な事項の報告に応じることや、誓約書及びその他の報告内容が本市から大阪府警察本部へ提出されることへの同意のほか、暴力団員又は暴力団密接関係者と判明した場合の公表への同意等の事項が記載されており、それらを誓約していただくことを目的としています。

<元請負人（契約相手方）の誓約書の提出基準 ①>

Q 3 元請負人が提出する誓約書の提出基準は、具体的にどのようなものですか。

- 本市が、令和 5 年 6 月 1 日以後に発注する案件から、本市と元請負人との契約金額の多寡にかかわらず、全ての契約において誓約書（新様式）の提出が必要となります。
- 比較見積りによる契約などで、契約書の作成を省略し、事業請負見積書、物品供給見積書、請書その他の文書を契約書の代用としているものについても、全て誓約書の提出が必要となります。
- 誓約書は、契約を締結する前に提出いただく必要があります。
- 誓約書は、記名・押印した契約書又は、契約書の代用としている事業請負見積書、物品供給見積書、請書その他の文書を本市に提出する時にあわせて提出いただいても結構です。
- その他、本市から誓約書の提出時期について、指定・指示がある場合は、その指定・指示に従ってください。
- 誓約書の提出がなければ、契約を締結しません。
- ただし、元請負人が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合と、契約の内容から、暴力団を利することとならないと本市が認める契約については、

原則、誓約書の提出を求めません。なお、これらに該当するときは、本市契約担当者からその旨を申し伝えます。

- また、元請負人は、下請負人の誓約書について、第一次の下請負人のみならず、第二次以下の下請負人の誓約書についても徴収し、本市に提出してください。

[基準日]

- 競争入札・・・令和5年6月1日以後に公告する案件から適用。
- 比較見積り・・・令和5年6月1日以後に見積り依頼を行うものから適用。
- 随意契約・・・契約締結日が、令和5年6月1日以後となるものから適用。

<元請負人（契約相手方）の誓約書の提出基準 ②>

Q4 上記、Q3の「基準日」より前の場合の提出基準は、具体的にどのようなものですか。

- 上記、Q3の「基準日」より前の契約については、公共工事等の契約（工事請負、物品供給等・業務委託、測量・建設コンサル等）を対象として、本市と元請負人との契約金額が500万円以上の場合に誓約書（旧様式）の提出が必要です。
- また、元請負人は、下請負人の誓約書について、第一次の下請負人のみならず、第二次以下の下請負人についても、それぞれの下請契約金額が500万円以上の場合、誓約書を徴収し、下請契約書などの関係書類とあわせて本市に提出してください。

<元請負人（契約相手方）の誓約書の提出基準 ③>

Q5 元請負人がJV（共同企業体）の場合には、誓約書は代表構成員のみでよいですか。

- 全ての構成員の誓約書を提出してください。

<下請負人の定義>

Q6 「下請負人」の定義とは何ですか。

- 下請負人の定義は、大阪市暴力団排除条例第7条第1号に規定しており、「公共工事等に係るすべての請負人又は受託者（契約相手方を除く。）をいい、第二次以下の下請契約又は再委託契約の当事者を含む。」者となります。
- 一方、資材業者等については警備業者、運送業者、測量業者などを含み、大阪市暴力団排除条例第7条第2号において、「契約相手方又は下請負人と公共工事等に係る資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結する者（下請負人に該当する者は除く。）」と定義されている者となります。

<下請負人の誓約書の提出基準 ①>

Q7 下請負人が提出する誓約書の提出基準は、具体的にどのようなものですか。

- 本市が、令和5年6月1日以後に発注する案件（上記、Q3の「基準日」参照。）から、元請負人と下請負人との契約金額、下請負人と下請負人の契約金額の多寡にかかわらず、全ての下請負人について誓約書（新様式）の提出が必要となります。
- 下請負人の誓約書は、元請負人を通じて、本市に提出してください。
- 誓約書を提出しない者については、暴力団との関与も考えられるため、元請負人及び下請負人は、下請負人となろうとする者が誓約書を提出しない場合は、元請負人から本市へ報告の上、下請契約を締結しないようにしてください。（第二次以下の下請契約も同様です。）

<下請負人の誓約書の提出基準 ②>

Q8 上記、Q3の「基準日」より前の場合の提出基準は、具体的にどのようなものですか。

- 上記、Q3の「基準日」より前の契約については、公共工事等の契約（工事請負、物品供給等・業務委託、測量・建設コンサル等）を対象として、元請負人と下請負人との契約金額、下請負人と下請負人との契約金額が500万円以上の場合に誓約書（旧様式）の提出が必要です。

<誓約書の提出が必要な下請負人の範囲 ①>

Q9 誓約書の提出が必要な下請負人はどこまでの範囲ですか。

- 工事請負契約において誓約書の提出が必要な下請負人の範囲は、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づいて、作成及び本市への提出が必要となる「施工体制台帳」に記載される全ての下請負人（建設工事の請負契約を締結した者）から誓約書を徴収し、本市に提出してください。
- 工事請負契約において、下請負人が無許可業者であっても、建設工事の請負契約を締結している者は、施工体制台帳への記載が必要となり、あわせて本市の暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書についても提出が必要となります。
- 履行期間中に、新たに下請負人となった者がいる場合は、その者から誓約書を徴収の上、元請負人を通じて、下請契約書などの関係書類とあわせて本市に提出してください。
- 業務委託契約における再委託、再々委託等を行う場合は、元請負人において、それらの予定する者から誓約書を徴収し、再委託承諾申請書等の関係書類とあわせて提出してください。

<誓約書の提出が必要な下請負人の範囲 ②>

Q10 誓約書の提出が必要な範囲として、資材業者等も誓約書を提出する必要がありますか。

- 工事請負における資材業者等については、令和5年6月1日以後に発注する案件(上記、Q3の「基準日」参照。)からは、原則、誓約書の提出は必要としませんが、本市が提出を求めた場合には、元請負人を通じて提出していただきます。

※ 上記、Q3の「基準日」より前の契約については、元請負人又は下請負人と資材業者等の契約金額が500万円以上の場合は誓約書(旧様式)の提出が必要です。

※ 「資材業者等」については、上記Q5をご確認ください。

<誓約書の提出時期 ①>

Q11 元請負人の誓約書は、いつ提出すればいいのでしょうか。

- 元請負人の誓約書は、契約を締結する前に本市に提出いただく必要があります。
- 競争入札において、誓約書の提出時期が公告に示されている場合は、公告に従ってください。
- その他、本市から誓約書の提出時期について、指定・指示がある場合は、その指定・指示に従ってください。
- 特に、本市から誓約書の提出時期について、指定・指示が無い場合は、記名・押印した契約書を本市に提出する時と同時でも結構です。また、契約書の代用としている、事業請負見積書、物品供給見積書、請書その他の文書の場合においても、同様とします。
- 誓約書の提出がなければ、契約を締結しません。

<誓約書の提出時期 ②>

Q12 下請負人の誓約書は、いつ提出すればいいのでしょうか。

- 工事請負契約において下請負を行うときは、当該下請負人となる者から、下請契約を締結する前に誓約書を徴収し、元請負人が下請契約書などの関係書類とあわせて、速やかに本市に提出してください。
- 誓約書を提出しない者については、暴力団との関与も考えられるため、誓約書を提出しない場合は、本市へ報告の上、下請負契約を締結しないようにしてください。(第二次以下の下請契約も同様です。)
- 業務委託契約における再委託、再々委託等は、元請負人において、それらの予定する者から誓約書を徴収し、再委託承諾申請書等の関係書類とあわせて提出してください。なお、誓約書の提出が無い場合は、再委託の承諾等を行いません。

<誓約書の押印>

Q13 誓約書に押す印鑑は会社印でよいのでしょうか。

- 誓約書に押す印鑑は、契約書（契約書の作成を省略している契約については、相手方が記名押印した、事業請負見積書、物品供給見積書、請書その他の文書）に使用する印鑑を押印するようにしてください。なお、受任者がいる場合は、受任者名を記載し、本市に届けている使用印を押印してください。

<売払い等の契約における誓約書の提出時期>

Q14 誓約書を提出する時期はいつですか。

- 不動産の売払い及び貸付けの契約で入札を行う場合は、入札参加受付時に全ての参加者から誓約書を提出していただき、随意契約については、売払申込時又は借受申請時に誓約書を提出していただくことを、また、物品の売払い契約については、入札を行う場合は契約締結時に、随意契約については、見積書提出時に誓約書を提出していただくことを基本とします。ただし、案件に応じて異なる場合がありますので、本市の指定・指示に従うようにしてください。

<単価契約の誓約書の提出>

Q15 単価契約の場合も、誓約書を提出する必要があるのですか。

- 単価契約でも誓約書を提出していただく必要があります。

<下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者であったときの元請負人に対する措置>

Q16 下請負人等が誓約書の内容に違反した場合は、元請負人にどのような措置があるのか。

- 下請負人等が誓約書に違反（暴力団員又は暴力団密接関係者と判明）した場合は、当該下請契約等を解除しなければなりません。この際、誓約書を提出させているなど、元請負人として本市が定める暴力団排除対策に係る責任が果たされていれば、元請負人との契約を解除することはありません。
- 一方、当該事案を踏まえ、元請負人に対して注意喚起を促すことになります。
当該下請負人等との契約解除については、本市が元請負人に対し、下請負人等との契約

解除を指導し、元請負人が指導に従わなければ元請負人との契約を解除することとなります。

- 本市からの指導を受けた際にスムーズに下請契約等を解除できるよう、下請契約等を締結するときは、契約書に当該契約の解除条項と下請負人等が解除指導に従わない場合の当該契約の解除条項を盛り込むようにしてください。

<下請負人等が誓約書を提出しない場合の措置>

Q17 下請負人等が誓約書を提出しない場合、どのように対応すればいいのでしょうか。また、その際、どのような措置がなされるのでしょうか。

- 下請負人等が誓約書を提出しない場合は、暴力団との関与が考えられるため、本市に報告の上、契約を締結しないようにしてください。
- 業務委託契約における再委託、再々委託等は、元請負人において、それらの予定する者から誓約書を徴収し、再委託承諾申請書等の関係書類とあわせて提出してください。なお、誓約書の提出が無い場合は、再委託の承諾等を行いません。
- 元請負人においては、必要な指導や本市への報告を行っていただければ、入札参加停止措置となることはありませんが、提出がないことを知りながら放置するほか、指導や本市への報告を怠るなどの場合には、入札参加停止措置を受ける可能性があります。
- また、暴力団との関りが無い場合、通常、誓約書を提出できないといったことは考えられないため、当該事業者に関する事項について、大阪府警察本部と共有し、連携のもと必要な対応を行います。

<代表者等が変更となった場合の取扱い>

Q18 大阪市に誓約書を提出したのちに、代表者が変更となった場合は、再度の誓約書の提出は必要となるのでしょうか。

- 本市に誓約書を提出したのち、事業の承継が行われた場合は、速やかに誓約書の再提出を行ってください。